



# 島根県報

令和2年1月21日（火）

第 7 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

保安林予定森林

（森 林 整 備 課） 2

地籍調査の成果の認証

（用 地 対 策 課） 2

**【公 告】**

公共測量の終了

（技 術 管 理 課） 3

**【正 誤】**

平成16年3月16日付け島根県報第1555号中

（道 路 維 持 課） 3

令和元年11月22日付け島根県報号外第70号中

（        ”        ） 3

## 告 示

### 島根県告示第31号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年1月21日

島根県知事 丸山達也

1 保安林予定森林の所在場所

飯石郡飯南町八神194、195-3、1579-11、1585-1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

八神1585-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 島根県告示第32号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、地籍調査の成果を次のとおり認証したので、同条第4項の規定により告示する。

令和2年1月21日

島根県知事 丸山達也

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称		調査を行った地域	認証年月日
		地籍図	地籍簿		
飯南町	平成23年度～30年度	35枚	1冊	志津見5	令和2年1月10日
出雲市	平成28年度～30年度	5枚	1冊	美保②	令和2年1月10日
出雲市	平成29年度～30年度	5枚	1冊	美保③	令和2年1月10日
出雲市	平成28年度～30年度	4枚	1冊	鷺浦④	令和2年1月10日
出雲市	平成29年度～30年度	17枚	1冊	乙立⑩	令和2年1月10日
安来市	平成29年度～30年度	21枚	1冊	中津1	令和2年1月10日
安来市	平成29年度～30年度	12枚	1冊	安来6	令和2年1月10日
安来市	平成29年度～30年度	25枚	1冊	梶福留7	令和2年1月10日
津和野町	平成28年度～30年度	19枚	1冊	相撲ヶ原V	令和2年1月10日
津和野町	平成28年度～30年度	20枚	1冊	富田ハI	令和2年1月10日
津和野町	平成28年度～30年度	17枚	1冊	笹山④	令和2年1月10日

津和野町	平成28年度～30年度	28枚	1冊	内美④	令和2年1月10日
------	-------------	-----	----	-----	-----------

**公 告**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量は、令和2年1月9日に終了した旨松江市長から通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和2年1月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類  
公共測量（空中写真測量、写真地図作成）
- 2 作業期間  
令和元年8月15日から同年12月31日まで
- 3 作業地域  
松江市全域

**正 誤**

平成16年3月16日付け島根県報第1555号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
8	島根県告示第270号 の表中	浜田市長浜町1376番2地先から同町768番地先まで	浜田市長浜町1379番2地先から同町768番地先まで

令和元年11月22日付け島根県報号外第70号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
2	島根県告示第402号 の表中	邑智郡美郷町久喜原313番3地先から同地先まで	邑智郡美郷町地頭所313番3地先から同地先まで
3	島根県告示第403号 の表中	邑智郡美郷町久喜原313番3地先から同地先まで	邑智郡美郷町地頭所313番3地先から同地先まで

|

|

\_\_\_\_\_

|

\_\_\_\_\_